

令和元年10月23日  
四国電力株式会社

## 風力発電設備の30日等出力制御枠への到達について

当社は、風力発電設備の電力系統への接続に関して、本年7月31日、経済産業大臣より指定電気事業者<sup>※1</sup>に指定されました。(同日お知らせ済み)

こうした中、本日、当社および淡路島南部における風力発電設備の接続済および接続契約申込み済の合計(以下、「申込み量」)が30日等出力制御枠<sup>※2</sup>71万kWに到達しました。

これにより、本日以降の風力発電設備の接続契約申込みは、指定電気事業者制度に基づく受付となることから、当該事業者さまは、無制限・無補償での出力制御に同意いただくことが前提となります。<sup>※3</sup>

当社といたしましては、引き続き、電力の安定供給を大前提に、再生可能エネルギーを最大限活用できるよう努めてまいります。

- ※1 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下、「再エネ特措法」)に基づき、30日等出力制御枠を超える再エネ設備の電力系統への接続が見込まれる電気事業者に対して、経済産業大臣が指定するもの。
- ※2 再エネ特措法で認められている風力では年間720時間の出力制御の上限内で電力系統への接続が可能な量。
- ※3 太陽光発電設備については、平成26年12月22日に指定電気事業者に指定された後、平成28年1月22日、30日等出力制御枠257万kWに到達。

### 【当社における風力発電設備の出力制御の取扱い】

接続契約申込 受付日	令和元年7月30日まで	令和元年7月31日から 令和元年10月22日まで (指定電気事業者への指定後、 申込み量の30日等出力御枠 到達まで)	令和元年10月23日以降 (申込み量の30日等出力制御枠到達後)
設備容量	20kW未満	出力制御あり (年間720時間まで無補償)	出力制御あり (無制限・無補償)
	20kW以上	出力制御あり (年間720時間まで無補償)	出力制御あり (無制限・無補償)

### (参考) 風力発電設備に係る申込状況

